

## 総合評価

受診施設名	青い空保育園	施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

2022年5月18日

総 評	<p>青い空保育園は、2015年開設の定員60名の保育園です。京都市南区の住宅街に立地し、大きな公園に隣接し、街中でありながらも自然に恵まれた環境にあります。</p> <p>園舎は市営保育所からの古い建物でありながら、子どもの生活の場、子どもが安心できる場、主体性が発揮できる場などの視点を基本に、改修や工夫が施されており、古さよりも輝きを感じる園舎となっています。保育園の園庭にも四季折々に実のなる樹木が植えられ、年中を通して野菜作りに取り組み、自然に触れる遊びやさまざまな経験を通し、命の尊さや思いやりの心を育てることを大切にされています。</p> <p>玄関正面には、給食室があり、全面ガラス張りで「食」を大切にされていることが見受けられます。その給食室の前にはカウンターが造られ、食に関する絵本が並び楽しいコーナーとなっており、味見に来る園児もいると伺いました。各クラスには今日食べる野菜が配られ、見たり触ったりしながら食材に興味を持つ取り組みもされています。また、保護者には手作りのレシピ冊子も配布されています。</p> <p>日常の保育の様子はTwitterに投稿され、いつでも見ることができます。また、子育て相談専用メールが開設されており、子育ての悩みや離乳食など気軽に相談できる体制もあります。子どもにとっても保護者にとっても保育園と深い信頼関係で結ばれており安心に満ちた保育園です。</p> <p>園内には「言ったことを叶える木」が壁面に掲示され、子どもたちが何をやりたいか聞き出して、それを叶える保育はとても魅力的でした。自分で考え、そしてそれを叶えられた喜びの経験は、大人になっても大きな力になっていることと考えます。子どもの発する言葉をしっかり受け止め、自己肯定感を育てる保育は特筆すべき点と考えます。おもちゃも自分が選べるように年齢や発達に合わせてコーナーが設置されていました。</p> <p>子どもが落ち着いて過ごせる小さな空間があちらこちらにあり、支援の必要な子どもたちにとっても安心な環境づくりにも配慮されています。</p> <p>運営面においては、保育士のキャリアアップの仕組み、メンター制度が整備されているとともに働きやすい環境づくりにも力を入れていました。</p> <p>地域との関係については、良好であり、コロナ禍で制限はされていますが、園庭開放をしているほか、地域の方と健康対象を通して交流をはかったり、中高生の体験の受け入れも積極的に行っています。</p> <p>今後もさらに地域に根ざした保育園として、子ども一人ひとりに焦点をあてた質の高い保育実践の持続発展に期待いたします。</p>
-----	---

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている</p> <p>法人として事業経営をとりまく環境や運営状況の把握と分析が行われており、会議の中で経営状況や情勢学習が行われています。中・長期計画は6年間の収支分析をもとに作成され、単年度の事業計画は中・長期計画を踏まえて、そして職員の意見を集約し反映しながら作成されています。具体的にはトイレなどの改修工事など職員の声をもとに計画と実施が進められていました。法人と保育園との連携、職員の意見の反映、そして保護者に明確に周知されており、一体的な組織運営であると伺えます。</p> <p>Ⅲ-1-(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>②安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>事故発生時の対応別マニュアルを整備するとともに実地訓練を行った上で見直しを行っています。日常的にヒヤリハットを多く出すことを意識しており、迅速に全職員に周知されています。園内安全委員会では毎月分析検討し園内の安全点検も行っています。特徴的な事例は法人安全委員会に上がる仕組みにもなっています。さらに法人全体で安全研修を実施しており、組織的なリスクマネジメント体制の構築は、保育の質の向上につながるものと考えます。</p> <p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>60名定員、支援の必要な子どもが13人、多様な保育要求が求められる中で、環境や保育にはさまざまな工夫がされていました。園庭出入り口横に「りすのおうち」と名付けた空間やほっこりスペースなど安心してくつろげる空間、給食室の前には食に関する絵本コーナーなど、様々な環境が整備されている。</p> <p>また、活動が豊かになる創意工夫として観葉植物も子どもの動きを考慮されるなど、すべてに意味があり、保育士の方々のアイデアが活かされた魅力が詰まった環境となっています。改修工事も単に新しくするのではなく、子どもが主体的に過ごせるような保育を追求された改修がされています。</p>
-------------------	--

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p><b>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</b>  <b>①公正かつ透明性の高い適正や経営・運営のための取組が行われている。</b>      法人内監査を実施し、運営委員会や職員会議で職員にも経営に関して周知が図られていますが、外部の専門家のチェック機能がありませんでした。経営・財務の課題や改善には客観的に定期的な確認の中で適正性を確保する取り組みが有効です。外部の専門家のアドバイス等を経営改善に活用されることが望ましいと考えます。</p> <p><b>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>  <b>① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</b>      標準的な実施方法について全体的な計画・年間計画、デイリープログラムを作成しており、クラス会議や新人研修等に活用する中で職員への周知及び確認を行っています。しかし、標準的な保育の実施方法において、プライバシー保護の姿勢が明示されていませんでした。子どもや保護者のプライバシーの配慮、設備等の保育園の環境に応じた業務手順も整備されることを望みます。</p> <p><b>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</b>  <b>① 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</b>      個人情報を含むデータについて、パソコンやUSBはパスワード設定を行い、京都市の保存期間の通知に基づき、鍵付きのロッカーに保管されています。また個人情報保護取り扱いマニュアルを定め、記録の保管、廃棄、持ち出しについては記載されていましたが、情報開示についての規定が不十分でした。保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程を定められることを望みます。</p>
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 保育所版 対比シート

---

受診施設名	青い空保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2021. 10. 28

保育所評価基準 対比シート (H29年4月～)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通	頁	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	B	A
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	B	A
			②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	A
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	B	A
			②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
			②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	A	A
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
			②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	A

【自由記述欄】

- 1) 法人理念、運営目標が明文化されている。ホームページ、年度初めに事業計画の説明の際に説明している。園内には掲示されており、年度当初の保護者会園だより（月1回発行）にも記載されている。職員には、入職の際に説明を行っている。保護者には入園時に「入園のしおり」を用いて説明を行っている。
- 2) 月に1回法人園長会議で確認され、保育のコスト分析や利用率の分析を行っている。職員にも周知している。全国的な動向については、全国民間保育園経営懇話会、保育園連盟、そこで収集して共有している。地域のニーズは行政の資料をふまえて対応している。
- 3) 月次報告されている。法人としては定員割れ、園としては職員確保、育成等が課題。保護者アンケートをとってニーズの分析を行っている。3か月に1回の法人の理事会や部長会議（経営方針を決めていく）、園長会議（月1回）各園の課題報告を通じて経営課題を明確にして具体的な取り組みを図っている。
- 4) 法人で「中期計画2017年～2021年」が立案されている。それを踏まえて園の計画を作成している。職員会議等で職員の意見を反映させて毎年見直しを行っている。収支計画については「6年間収支動向と今後」に明記している。
- 5) 単年度事業計画は、保育単独で策定され、様式は法人と共通している。年度末総括で前年度振り返りを行い作成している。3か月に1回理事会報告を行っている。職員への周知は月に1回開催される職員会議で行われている。わかりやすく園内に掲示されている。保護者には園だより（月1回発行）で周知している。
- 6) 事業計画は、年度末の総括の中で職員の意見を反映して、園長・チーフ会議、法人の施設長会議を通じて策定されている。園会議で説明されるとともに施設長会議で毎月振り返りを行っている。
- 7) 事業計画はわかりやすく園内に掲示され、園だよりに掲載して保護者等に配布をしている。
- 8) 階層別に職員会議（月1回）、クラス会議（月2回）、責任者会議（月1回）部会（随時）を行っている。保育の質の向上については年度末に総括を行うとともに年・月・週・日案ごとにチェックをクラス会議で、組織的に評価を行う体制がある。第三者評価を定期的に受診している。
- 9) 評価結果に基づく課題については職員会議で共有を図っている。指摘事項をまとめ改善につなげている。

II 組織の運営管理

標を掲げてホーム	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	A
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A
	II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B
22			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	B
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	A
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	A	A

10) 園長の役割と責任は、運営規定、法人・園内組織図に明記している。園だよりも掲載している。有事であっても園長が不在時は主任が対応できるようになっている。防災マニュアル等に記載している。

11) 園長は研修や法人内会議で積極的に情報収集職員に職員会議、回覧等含め周知している。研修も実施している。関係法令等はリスト化し、閲覧できるようになっている。

12) 園長は必要に応じて運営会議（主任等）職員会議等に参加してアドバイスをを行うなどリーダーシップを発揮している。職員の意見を反映するために面談を3か月に1回行っている。労働安全委員会（園内）保育日誌を常に確認をして助言を書いている。園独自に3年目ぐらいまでを対象にメンターをつけるなど支援に配慮している。

13) 法人の園長会や法人と連携し、人件費率や人員配置などの把握をし経営改善や業務の実効性に取り組んでいる。具体的には、LANシステムや一日作業日を設けるなどの改善を行った。

14) 採用については、常勤は法人、非常勤は各園で採用している。障害児の加配などは園でプラス配置している。実習生、非常勤からの正職員採用も多い。育成の仕組みとしては独自にメンター制度を取り入れている。「保健福祉の会保育版キャリアパス」に求める人材像が明記されている。保育協会のキャリアパスの仕組みも活用している。

15) 法人で保育版はキャリアパスがあり研修が実施されている。自己分析表を年3回実施している。あわせて定期的な面談（年3回）を実施し現状や考えを把握している。給与規定に人事基準が定められている。

16) 残業、有給の取得状況等は園長が管理されている。法人とも連携している。休暇希望表をもとに職員の要望を聞きながら有給が取りやすいようにしている。メンタルサポート京都、ストレスチェック、グループカウンセリングなど防止の仕組みを構築している。育休、産休での復帰も多い。相談事は気軽に言える雰囲気にも努めている。共済会に加入している。ハラスメント防止規定を定め、掲示するとともに窓口を掲示している。

17) 各職員のキャリアアップ制度がある。一人ひとりの目標については自己分析用を用いて把握し面談を年3回行っている。

18) 法人としてキャリアアップ制度に基づく研修体系があり、年間計画が策定されている。保育協会、法人研修、園内研修の研修を活用している。研修の内容については年一回職員アンケートを踏まえ次年度へつなげている。

19) 法人のキャリア別研修のほか、保育の研修、外部研修。非常勤も平等に受けられる。コロナ禍は基本はWEB研修で実施。新人職員は新規採用者育成計画等階層別育成計画が定められている。メンター制度を取り入れ日常的にも教えるようにしている。個別の職員の希望や課題に応じて研修が受けられるように配慮されている。保育にかかる外部研修にも派遣し、園で伝達職員研修を行っている。

- 20) 実習生の受け入れは保育士を受け入れている。実習生受け入れマニュアル、担当者を整備し、積極的に実習の受け入れを行っている。実習生に対しては学校と連携をしてプログラムを整備している。学校と連携し学校に合わせた個別のマニュアルを作成し、オリエンテーションを実施している。
- 21) 法人ホームページに法人理念及び保育所の理念や事業報告等を掲載し、情報公開を行っている。事業所ともリンクできるようになっている。第三者評価の受診等についても公表している。アンケート等を通じて意見をとりペーパー及びメールにして返している。を地域へ向けては、いきいき市民活動交流センター、児童館と連携をしてパンフの配架、イベントの案内を行っている。(今はコロナの制約あり。)
- 22) 法人としては、監査法人の内部監査(内部監査室)の実施している。経理規程を定め園長が責任者。しかし、外部の仕組みがない。
- 23) 毎月1回地域の方と健康体操を通しての交流を行ったり、夏まつりでは地域の方や学生による伝統文化の発表を鑑賞する機会をつくらしたりしている。地域に対する姿勢は事業計画に明記しており、地域の情報誌を園内に置き見学の方にも配布している。
- 24) ボランティア受け入れマニュアルを整備している。中学校の職場チャレンジ体験や高校生のボランティア受け入れなど、学校教育にも協力を行っている。子どもとの関わり方などの留意点等は園長からオリエンテーション時に伝えている。
- 25) 関係機関との連携報告書においてリスト化するとともに(関係機関との連絡体制については、掲示している。)連携関係施設一覧を事務に掲示している。要保護児童等への対応は要保護児童対策地域協議会に参画するとともに児童相談所や福祉事務所との連携を図っている。障害のある子どもの対応では地域の療育関係と連携している。
- 26) 地域の子育てサロンやグッドタイムを実施している。毎日園庭開放を行っている。児童館の離乳食相談会に栄養士を派遣したり、地域の子育てサロンや小学校の体育館で行われるグッドタイムに参加し、子育ての状況把握や相談対応の取組を行っている。災害時の避難場所にも指定されている。(コロナ前は子育て講演を行っていた。栄養士を児童館に派遣したり)地域のお祭りなどに実行委員会から参加して地域の活性化に努めている。
- 27) 地域住民に向けて子育て相談専用メールを開設している。南区子ども連絡会に参加して民生委員・児童委員との情報共有に努めている。いきいき市民活動センターと連携して子ども食堂の立ち上げに関わるなど子どもの貧困などへの対応を図っており、事業計画にも明示している。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	B	B	
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	B	B	
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A	
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	A	A	
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	B	B	
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A	
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	A	A	
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	A	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A	
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	B	A	
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A	
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B	A	
	Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	B	A
			41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B	B
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	B	A	
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	B	A	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A	
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	B	B	

28) 子どもの尊重については全国保育士会倫理綱領をもとに、法人理念、全体的な計画に明記されている。職員への理解の周知は年間の研修に入っており、職員会議の中でも勉強会を実施している。人権については人権擁護のためのセルフチェックにもとづいて振り返りを行っている。障害の有無や文化の違いにできる範囲で考慮している。また異年齢が共に過ごす中で、年上の子は年下の子を思いやり年下の子は年上の子を真似ながら、子ども同士お互いを尊重する心を育てるための取り組みを日常的に行っている。家族には園日より子どもの権利などについて伝えている。しかし、標準的な実施方法はあるが明確になっていない。

29) 「児童虐待による対応マニュアル」等が整備され研修を実施している。園ごとの施設に合わせて適宜配慮している。不適切事案があった場合指示系統がマニュアルに明示され施設長が法人本部へ報告し対応している。子どもの虐待防止等の権利擁護についての規定やマニュアル等が整備され職員の理解も図られている。プライバシーについて配慮された設備となっているが規定やマニュアル等が整備されていない。

30) 利用希望者に対して必要な情報は、法人ホームページ等に掲載している。見学者や希望者には随時対応をしており、パンフレット、年間行事予定、給食のレシピを配布している。

31) 入園開始時に重要事項説明書に基づいて説明をし、同意を得ている。外国人の方の支援としてアプリを活用したり理解しづらい方については第三者の付き添いによって対応している。

32) 重要事項説明書や入園のしおりをを用いて説明し契約している。卒園後の相談窓口を重要事項説明書に明記して入園時の説明会にて保護者に説明している。保育所の変更の際の引継ぎ文書を定めていない。

33) 苦情解決の仕組みが確立され、重要事項説明書に記載して保護者に説明されている。苦情解決責任者・受付担当者・第三者委員を設置し、その仕組みを園に掲示している。アンケートを年1回実施し、その結果について保護者全体にフィードバックをしている。法人のクレーム委員会（法人内保育園で構成）を整備している。苦情内容については「意見・要望・苦情受付解決用紙」に記録している。

34) 保護者との個人面談を年2回実施している。アンケートを年1回実施されている。0～5才まで個人ノートを作り直接伝えにくい相談ができるようにしている。ご意見箱を設置している。

35) 保護者からの意見等は園長、主任と相談して対応方法を検討し迅速に対応し、保育士が一人で判断して対応しないようにしている。行事後にアンケートを実施し改善課題を次年度に反映させている。

36) 事故発生時の対応別マニュアルを整備するとともに実地訓練を行った上で見直しもを行っている。ヒヤリハットを多く出すことを意識しており、園内安全委員会にて毎月分析検討し園内の安全点検もしている。特徴的な事例は法人安全委員会に上がる仕組みにもなっている。ヒヤリハット・事故報告などで、原因や改善策をまとめて再発防止に努める体制となっている。法人全体で安全研修を実施している。十分である。



- 37) 感染症マニュアルを整備して、市の研修に参加して伝達研修を実施している。保護者には園だより（毎月1日発行）で流行期前等に注意喚起を促している。法人において感染症のBPCを検討している。
- 38) 防災マニュアルを整備し、災害時における消防訓練を実施している。また、浸水想定区域内のため水害避難計画を策定し想定訓練を行っている。災害時の安否確認については、さくら連絡網を活用して保護者への一斉メールの体制が整備されている。備蓄は3日間分を整備し定期的に点検している。
- 39) 不審者対応マニュアルを整備し、警察と連携して年に1回、訓練を実施している。マニュアルが整備され見直しがされている。防犯カメラ（3台）を整備し保育園正門には電子錠を完備している。
- 40) 標準的な実施方法について全体的な計画・年間計画、デイリープログラムを作成しており、クラス会議や新人研修等に活用する中で職員への周知及び確認を行っている。しかし、標準的な保育の実施方法において、プライバシーの保護の姿勢が明示されていない。
- 41) デイリープログラム等の見直しは年に数回行っているが時期やその方法が定められていない。
- 42) アセスメントの手順は指導計画に沿って実施している。保育担当が評価作成をし主任がチェックし園長が確認している。新入園児面談記録を作成し、子どもの状況については慣らし保育などの観察期間に把握している。策定までの流れについて体系化した方が望ましい。
- 43) 個別指導計画は毎月、クラス会議等で振り返り、見直しを行っている。週案、月案についても都度、評価や見直しを行い、様式も各部会やクラスで見直し内容の改善に努めている。
- 44) 記録の書き方に差異が無いように研修に派遣し伝達研修を行ったり、指導計画の記入方法は、主任・園長がチェックしている。情報の流れについてはクラス会議や各部会の開催、さくら連絡網の活用により共有化されている。
- 45) 個人情報を含むデータについて、パソコンやUSBはパスワード設定を行い鍵付きのロッカーに保管している。保存期間は京都市の通知に基づいている。個人情報保護取り扱いマニュアルを定め、記録の保管、廃棄、持ち出しについて記載されているが、情報開示についての規定が不

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-1 (1) 保育課程の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	B	B
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A	A
	A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A	A
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	A
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A	A
		51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	B	A
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	B	A
		A-1-1 (3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A
	58		② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A
	59		③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A	A
	A-1-1 (4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	A
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	A

【自由記述欄】

46) 法人理念や運営目標に基づいた全体的な計画を編成しているが職員の参画ができていない。  
 47) 子どもの特性にあったものやさまざまな環境づくりの工夫がある。園庭出入り口横に「りすのおうち」と名付けた空間やほっこりスペースなど安心して寛げたり、給食室の前には給食絵本コーナーなど、子ども達が落ち着ける場所がたくさん設けられている。  
 48) 人権擁護セルフチェックなどを活用して言葉使いなど各会議で共有して配慮している。子どもが自分の思いを自分なりに表現できることを大切にしている。子ども一人ひとり個別の指導計画を立てている。  
 49) 生活習慣が身につくように子どもが自らやってみたいと思えるように工夫している。一人ひとりの子どものペースや家庭環境に配慮して、言葉がけや援助をしている。  
 50) 各年齢ごとのお部屋では、遊具や絵本を子どもが主体的に選べたり取り出しやすい場所に保管している。子どもたちの思いが展開できるように配慮している。子どもがそれぞれやりたいことを壁面の森の木に貼って、それを叶うように保育に取り入れている。自然とのふれあいや異年齢保育の関わりを大切にしている。異年齢におけるコミュニケーションを通して良好な人間関係が作れるようにしている。  
 51) 成長の違いがあるので、子どもの状態に合わせた生活リズムを作っている。一人ひとりの遊ぶ、食べる、寝るなどリズムや環境作りを大切にしている。  
 52) 自分でやりたい気持ちや納得できるまでの気持ちを大切に、子どもが自発的な活動ができるように保育士は関わっている。  
 53) 一人ひとりがくつろげる落ち着ける空間を保障している。自然とのふれあいや菜園づくりなど、子どもの主体性を尊重し、保育内容を子どもと一緒に作っていく取り組みをしている。  
 54) 障害のある子どもが安心してできる環境整備や保育のための研修（園内や外部研修）に参加して理解を深めている。療育機関と関係を密に行っている。  
 55) 長時間保育に関しては、早朝と延長保育の担当職員を決めて、子ども達が安心してできるようにしている。  
 56) 保育要録を作成し小学校に渡している。地域の小学校の保幼小連絡会議に参加して意見交換を行っている。  
 57) 保健計画を整備している。SID'S対策として研修を受講するとともに入園の際に説明している。  
 58) 健康診断は乳児は2か月に1回、幼児は年2回実施している。歯科、耳鼻科、眼科の健診結果も健康カードに記載し保護者に伝えている。  
 59) アレルギー疾患の子ども（5名）については、医師の診断書に基づき栄養士が対応をしている。対応等についてはマニュアルが整備されている。診断書、指示書をもとに除去食で対応している。  
 60) 食育には力を入れている。給食に使う食材の野菜の触感や味見など食に対して興味を持てるようにしている。保護者には写真の掲示やレシピの配布、また懇談会などで給食で大切にしていることを伝えたり保護者からの相談に応じたりしている。  
 61) 衛生管理の体制を確立し、マニュアルに基づいて、毎日・毎月・年4回等実施している。残食の状況を常に記録し、2回目の献立時に変更したり、月1回の食育委員会で保育士の声を聞きながら改善を行っている。子どもの喫食状況は栄養士が実際に見て子どもの状況を確認している。

## A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	A	A
	A-2-(2) 保護者等の支援	63	① 保護者等が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A	A
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	A	A
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A	A

### [自由記述欄]

62) 5歳児クラスまで個人ノートを作り、保護者との連携を密に図っている。クラス懇談会やおたよりの他、個人面談、状況によっては家庭訪問も実施している。

63) 日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を築いている。保護者等からの相談に応じる体制もあり、個人面談等は報告書に記録している。ミニ子育て講演会を実施したり、保育園の特性を生かした保護者支援も行っている。

64) 虐待の早期発見に努め、虐待マニュアルに沿って通報することもある。保護者の精神状態や子ども心身の状況把握に努めている。

65) 3か月総括や中間総括で、保育士の実践発表を行い、全体の保育の質の向上に努めている。全国保育研修周回で実践提案を行ったこともある。保育士等の自己評価や自己分析を3か月に1回は行い、面接をして保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。